

## 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策検討会設置要領

## 1．目的

浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、大気汚染防止法が改正され、平成16年5月26日に公布された。

これを受けて、揮発性有機化合物排出施設、排出基準値等同法に規定するVOCの排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について中央環境審議会において調査審議されることとなるが、本検討会では、中央環境審議会での調査審議に必要な情報を収集、整理して技術的検討を行うこととする。

## 2．検討会の構成等

本検討会は環境省環境管理局長の諮問機関とし、施設類型毎の以下の6つの小委員会において検討を進めることとする。検討会委員は、環境工学等に関する学識者、地方自治体担当者及び関係産業界の事業の実態を熟知する者により構成する。

また、検討会及び小委員会の開催は、その都度、環境管理局長が召集する。

塗装小委員会  
化学製品製造小委員会  
洗浄小委員会  
印刷小委員会  
貯蔵小委員会  
接着小委員会

## 3．検討事項等

揮発性有機化合物排出施設、施設毎の排出基準値、自主的取組と規制のベストミックスを実現するための関連事項等

## 4．座長等

(1) 検討会には委員長を、各小委員会にはそれぞれ小委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

(2) 委員長は検討会の議事運営に当たり、各小委員長は小委員会の議事運営に当たる。

(3) 委員長及び小委員長に事故があるときには、委員長及び小委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## 5．幹事、書記

検討会及び小委員会の円滑な運営を図るため、環境管理局長が関係職員を幹事、書記に指名する。

## 6．検討会の庶務

検討会及び小委員会の庶務は、環境管理局大気環境課が行う。